

おんが

遠中防音二期工事に着工

9月21日 起工式挙行

9月町報でお知らせしました通り、遠賀中学校防音改築工事の第二期工事は、去る8月28日入札により岡崎工業（主体工事）ツカダ製作所（換気工事）がそれぞれ落札決定、この程工事契約等諸手続を完了、9月21日町当局並びに建築委員及び工事関係者列席のもとに起工式を挙行、起工の神事並びに工事の無事完遂の祈願がおこなわれ、いよいよ工事に着手した。

なお第二期工事は、第一期工事で完成した12教室（普通教室8、特別教室4）の内装工事と新たに普通教室7、特別教室2、校長室、職員室、保健室、機械室、その他の管理室等延約一、六〇〇㎡が建築されることになっており、第一期工事分と合すると総面積約三、二〇〇㎡の堂々たる防音校舎が明年三月末迄に完成します。



遠中防音工事の無事完遂を祈願する小川町長（起工式にて）

発行所 遠賀町役場
編集発行 遠賀町庶務課
印刷所 印刷合資会社
冷牟田印刷

町民こぞつて参加を

第一回町民体育祭開催

10月17日島門小で

十月十四日
十五日
は
遠賀町の
「全町おくんち」

広く町民の間に体育を振興し、スポーツ精神の高揚をほり一層健康で明るい町民生活を確立させるため、遠賀町々民体育祭を次の通り開催いたします。町内各地区の皆様ふるって参加されるようお願いいたします。

記

- 一、期日 十月十七日（日曜日）
- 一、会場 島門小学校グラウンド
- 一、主催 遠賀町
- 一、主管 遠賀町教育委員会
- 一、協賛 遠賀町体育協会
遠賀町体育協会
区長、分館長会、婦人会、青年団
- 一、日程 八時三〇分 役員選手集合
- 一、特別出場
（イ）遠賀中学校体操部員
（ロ）島門小学校鼓笛隊
- 一、摘要（イ）入場式閉会式は各区とも二十人以上参列のこと。
（ロ）役員選手は運動に適した服装のこと。
（ハ）全競技を通してスパイクの使用は禁止する。

町民体育祭プログラム

順	種目	参加者
1	マスゲーム	婦人会
2	玉入れ	戸主
3	綱引	戸主 主婦
4	二人三脚	女子 青年
5	ボール送り	区長 分館長 組長
6	マラソン	自由参加 一般、青年、中学生
7	徒歩 百米	二五才—三〇才
8	風船割り	三〇才—四〇才
9	風船割り	婦人会
10	拝借競争	戸主 自由参加
11	パン喰競争	青年 男子
12	小中学生校区リレー	予選
13	青年（男）リレー	予選
14	青年（女）リレー	予選
15	フオークダンス	青年 高校 一般
16	小学生鼓笛隊	島門小学校
17	仮装行列	各区別
18	ケツ庄測定	壮年（自由参加）
19	体操演技	婦人会
20	職対抗リレー	中学生
21	職対抗リレー	各種団体
22	青年（女）リレー	決勝
23	青年（男）リレー	決勝
24	青年（男）リレー	決勝

第三十六回「秋季道路愛護週間」の実施について

実施期間 昭和40年10月7日から 7日間
昭和40年10月13日まで

この運動は、道路愛護精神の高揚と国土美化運動の一環として、毎年、春、秋季の二回、道路愛護週間が実施されておりますが、今回も、左記のことを留意されまして皆様の協力をお願い致します。

一、目的

この週間は、道路愛護精神の高揚を広く県民にアピールするとともに、道路環境の保全整理を実施することを目的とする。

二、重点目標

道路環境の整理

三、実施細目

(イ) 不法占用物件について
必要な手続を経ないで、道路上に物件等を設けているものに対して、その物件等が占用許可の対象となるものについては所定の手続をとるよう、また占用許可の対象とならないものについては、すみやかに除去するよう、道路の正しい使い方をして下さい。

(ロ) 道路交通の障害物件について
路上に交通上障害となるような状態で、自動車、自転車、その他の物件を放置し、または商品棚、日除け等をはり出し、或は道路を物置または作業場のように使用することがないようして下さい。

(ハ) 障害樹木の伐採について
路面上に交通上障害となるような状態で、自動車、自転車、その他の物件を放置し、または商品棚、日除け等をはり出し、或は道路を物置または作業場のように使用することがないようして下さい。

遠賀中学校「文化祭」に御協力を

十月二十二日(金)

遠賀中学校では、来る十月二十二日(金)文化祭を開催することになっておりますが、それに同校文化クラブの音楽、弁論、劇等の発表、作品展示会等の外、PTA卒業生、更に町内一般の方々の出陣を得て一層内容あるものに、いたしたいとのことです。左記御高覧の上御協力くださいますようお願いいたします。

○文化祭日時

民地から路面上に張り出して居る樹木の下枝等は所有者(管理)者)において切除されるようお願いします。

(ニ) 路上ごみ箱について

ごみ箱は宅地内の空地、あるいは家屋内に設置することが望ましいのですが、公衆衛生上、および事情やむを得ない場合は道路上の民家側に密着して整然と置いて下さい。

(ホ) 道路の清掃美化について

町内会、区婦人会等のご協力による道路の清掃美化汚損防止に努めるようお願い致します。

(ロ) 道路問題の指導および苦情相談について

町道における相談は役場でしたが、現在は、県道、国道における苦情相談は、折尾警察署横の、北九州土木事務所内にございますので、いつでも皆様の相談に応じていただけます。

四、主催

福岡県、福岡県道路協会

協賛

福岡県警察本部、福岡県各市町村、福岡県陸運事務所、福岡県新生活運動協議会本部、交通事故をなくす福岡県民運動本部、福岡県交通安全協会

10月22日(金) 9時~16時
○展示会場 同校各教室

○出品物 書、絵画、彫刻、工芸、手芸品、生花、写真、文芸(短歌、俳句など)等の自作または所蔵品
○出品目録提出 10月9日(土)まで
○搬入日 10月18日~10月20日
但し文芸作品は10月9日まで

作品名、題名、出品者の住所氏名等

に目録を添えて作品を提出
生花は10月21日

○搬出日 10月22日文化祭終了後

○備考

・文化祭の全行事について賞は

たすけあって、みんなが、しあわせに

10月1日から赤い羽根共同募金

昭和二十二年以来、赤い羽根共同募金運動も今年で十九年目となりました。
この間皆様の深いご理解とあたたかい協力により、目標額を完遂して参りましたことを厚く御

礼申上げます。
今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動がはじまりましたが、本町の目標額一四七、三三〇円として運動を展開しますので、ご協力を下さるようお願い致します。

山焼きについてお願い

最近、山林に於いて、ボヤ或いは山火事とまきらわしいものが多発しておりますが、これは植林、開こん、或いは書出駆除等のためと思われませんが、森林に火入れをしようとする者は森林法第21条第1項により、その所轄の市町村長に火入れの目的および火入れの日時等を明記した火入届け書を提出しなければ火入れが出来ないように規定されています。

しよつとするものは、あらかじめ遠賀町火災予防条例第四五条により届出をしなければならぬように規定されておりますので周知の上御協力下さるようお願い致します。
なお、届出書の様式等については役場庶務課消防係に御相談下さい。

これをおこたったり無許可で火入れをして山火事となった場合は他人に迷惑をかけるばかりでなく五万円以下の罰金刑に処せられることがありますので山林に火入れをされる場合は必ず事前に許可をうけてください。

第四五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ、その旨を町長に届け出なければならぬ。
1 火災とまきらわしい煙または火災を発生するおそれのある行為

なお火入届出書等については役場経済課指導係に相談下さい。
火災とまきらわしい煙または、火災を発生するおそれのある行為等
の届出について

2 煙火(がん具用煙火を除く)の打上げまたは仕掛け
3 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
4 水道断水または減水
5 消防隊の通行、その他消火活動に支障をおよぼすおそれのある道路工事。

第八回県民体育大会開催さる

宮崎行弘君走巾跳で優勝

広く県民のつどろスポーツの祭典第八回県民体育大会は九月二十六日(日曜日)福岡市の平和台競技場外市内十一の会場で開催されました。

二、陸上競技
青年男子走巾跳優勝 宮崎行弘
宮崎君(今古賀)は全国大会へ出場決定

結果について
一、総合成績 郡市別成績
1 北九州市 2 久留米市
3 遠賀郡

青年四百米予選三位 村田正美
青年(女)百米4位 奥田菊代
一般 百米5位 松井淳

遠賀町戦没者慰霊祭 挙行について

遠賀町では左記のとおり、恒例により、昭和四十年年度遠賀町戦没者慰霊祭を挙行し、本町出身の二百四十余柱の英霊に対して追悼の誠を捧げ、併せて遺族の方々をお慰めいたしたいと思いますので、ご遺族初め関係者多数の参列をお願いいたします。

記

- 一、日時 10月8日 午前10時
- 一、場所 遠賀町慰霊塔前(遠中)
※中食及余興(舞踊)は遠賀中学校体育館で行ないます。

告示第三一号

昭和四〇年九月二八日
遠賀町長 小川登一郎

公売公告

- 一、公売の目的
滞納町税整理のため差押物件を公売する。
- 二、公売物件の名称及び数量
(末尾記載のとおり)
- 三、公売の方法
競争入札
- 四、公売の日時及び場所
昭和四〇年一〇月二〇日 九時
- 遠賀町役場 財務課
- 五、売却決定の日時及び場所
昭和四〇年一〇月二八日 九時
- 遠賀町役場 財務課
- 六、買受代金の納付期限及び場所
昭和四〇年一〇月二八日二時
- 遠賀町役場 財務課
- 七、入札資格
(1)町税完納者であること。
(2)農地については農地法第三条の適格者であること。
- 八、その他
右の件についての問合せ等は遠賀町役場財務課において下さい。

公売物件の表示

- 遠賀町大字木守字鍋橋四四七番地
- 一、宅地百四拾叁坪
- 遠賀町大字尾崎字堤口二二五番地
- 一、田壹反六畝式拾八歩

町有財産(宅地) 売却公告

町有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

記

- 一、売却物件
1 所在 遠賀町字虫生津東町
2 種目及び数量
宅地面積六六一坪二七
区画(区画図参照)
- 二、入札場所遠賀町役場
- 三、入札及び開札の日時
1 入札は昭和40年10月19日
午後2時から

- 2 開札は入札終了後直ちに行う
- 四、入札参加申込受付場所及び日時
遠賀町役場財政係で
10月18日5時まで

五、入札保証金及契約保証金

入札人は、入札の際入札見積価格の百分の十以上の現金を入札保証金として町に納入すること、なお契約保証金についても落札価格の百分の十以上

上の現金を売買契約の際納入すること。

- 六、入札保証金の帰属
落札人が売買契約を締結しないときは、入札保証金は町に帰属する。

七、売買物件の引渡しの時期

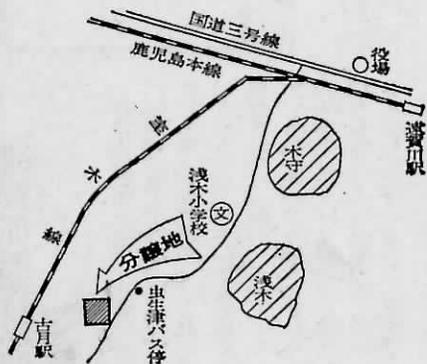
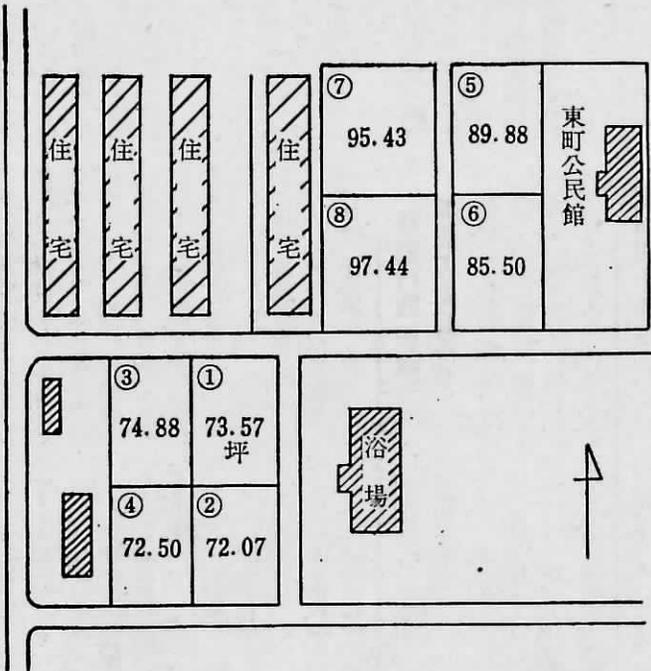
売買代金完納後速やかに行う

八、その他の事項

- 1 他人の代理人として入札参加するものは、当該代理を証する委任状を持参すること。
- 2 入札人は、入札当日入札保証金及び印鑑を持参すること。

町有分譲地区画図

(区画内の数字は坪数)



今月は、町県民税第三期分の納期です
納期限 10月25日
 期限内に納めましょう

衛生だより

○インフルエンザの予防接種

インフルエンザの予防接種を、今年には気候の急変により、従来より早目に実施しますので、生後三ヶ月以上洩れなく接種されますようお知らせします。

場所	実施期日		時間
	第1回目	第2回目	
島門小学校	10月26日	11月1日	13時30分～15時30分
浅木小学校	10月27日	11月2日	〃
遠賀中学校	10月28日	11月4日	〃
遠賀町役場	10月29日	11月5日	〃

記

料金(四種混合のためワクチン代が値上りしました)
 生後3ヶ月～1才未満 二〇〇円
 1才～6才未満 一六〇円
 6才～15才未満 一〇〇円
 15才以上 二八〇円
 (いづれも二回分の料金)

予防接種をうけてはいけないうもの熱のあるもの、心臓、腎臓、糖尿病、脚気、病後衰弱者、胸腺リンパ体質の者、妊娠7ヶ月の妊婦

予防接種後の注意
 接種を受けた日は、なるべく安静を守ること。
 入浴、飲酒はさけて下さい。

予防接種の副作用
 接種したあと局所に発赤、腫れ疼痛など、まれに起ることがあります。いづれも一日二日で治ります。しかし接種後副作用の強い時は、一応医師に相談して下さい。

郷土訪問遊覧飛行の

希望者募集について

申込期限 10月10日

去る4月7日、郷土訪問遊覧飛行を東洋観光社主催にて実施の予定でしたが飛行機の都合で急中止となり希望申込者に大変御迷惑をかけたが、このたびの要領で実施されることになりましたので希望の方は、10月10日までに役場社会係丸井宛申込ください。

なお、実施日について部落同輩では10月15日となっていますが「遠賀町おくんち」の関係等で10月25日に変更しましたので念の為申し添えます。

郷土訪問飛行要領

一、実施日 10月25日(月)
 (雨天順延)

一、集合地出発時間
 午前7時30分、遠賀町役場前

一、飛行開始 午前9時

一、飛行コース
 小倉空港→若戸大橋→北九州

一、昼食
 市及郷土上空(約20分)

一、帰食
 会社にて準備接待につき不要

一、総料金 1人当 2300円

一、飛行代、バス代、保険料、

昼食代一切含む

遠賀郡無料巡回相談 実施のおしらせ

日常生活の中に就職、内職、子供の問題、老人の問題、金銭の貸借や土地、家屋の問題、家庭内のいざこざ等々、いろいろな問題で自分だけでは解決のめどが立たず、そうかといって他人でこれらの問題を打ちあけて相談する適当な人もなく一人で心配のみしている人がすい分多いと思われまます。このように心配事のある人々に生活の不安や心配ごとをそれぞれの専門家の適切な指導と助言、援護によって解決し安心して働き、生活していけるようにすることを目的として、この巡回生活相談が実施されますので、日頃から心配事のある方は遠慮なく御相談されるようお知らせします。

受付 9時30分～15時
 相談 10時～16時
 一、場所 遠賀町公民館別館
 一、相談担当機関 福岡法務局

一、主催 遠賀福祉事務所
 一、日時 10月22日(金)

八幡社会保険事務所
 八幡公共職業安定所
 福岡中央児童相談所
 内職公共職業相談所
 遠賀福祉事務所
 郡内各町社会福祉協議会

一、移動行政相談」開設のおしらせ
 九州管区行政監察局では、次のとおり「移動行政相談」を開設しみなさんの苦情を解決し明るい生活がおくられるよう、いろいろと

一、日時 10月7日(木)
 10時～16時
 一、場所 遠賀町公民館別館

一、日時 10月12日 午前10時
 一、場所 遠賀町公民館別館

歳時記

10月(神無月) 花暦(きん)

1日 昭和40年国勢調査

労働衛生週間始まる

赤い羽根募金始まる

新聞週間始まる

宗像神社放生会

2日 スポーツの日

4日 里親デー

10日 目の愛護デー

13日 多賀神社秋の大祭

14日 鉄道記念日

15日 遠賀町全町おくんち

17日 貯蓄の日

20日 秋上用

24日 国際連合デー

27日 霜降、旧亥の子

読書週間始まる

(11月9日まで)